

フランス憲法における政党条項について

井 口 文 男

はじめに

政党の憲法的保障には影山日出弥氏が指摘された如く、(a)市民の政治参加の基本権としての政党結成権の保障、(b)国家機構の重要な憲法的構成部分としての政党の保障、の二類型が存在する。⁽¹⁾これを実定憲法に即して検討してみると、一九四七年一月二二日のイタリア共和国憲法第四九条が(a)類型に属し、(b)類型に属するものとしては、一九四九年五月二三日のドイツ連邦共和国基本法第二一条、そして一九五八年一月四日のフランス共和国憲法第四条が考えられる。政党という現象が実定憲法上、人権に属するものとも、統治機構に属するものともされていることは一つの興味深い問題を提示するものであるが、⁽²⁾それはさておき、「憲法と政党」という問題を検討するに際してはこの三つの政党条項の比較憲法学的考察は不可欠である。⁽³⁾ところで、我が国における「政党の憲法上の地位」に関する研究は、そのほとんどがボン基本法を対象にするものであり、従って、対象への接近、問題処理の仕方に

もその影響がみられる⁽⁴⁾。ボン基本法における政党条項の特徴は、「国民の政治的意思の形成に協力する」政党の憲法上の地位を承認し政党を一般結社と異なる法的規制に服せしむるとともに、「戦う民主主義」(Streitbare Demokratie)の立場から⁽⁵⁾「自由で民主的基本秩序」に反する政党には憲法裁判所による違憲の宣告の可能性を認められた点にある⁽⁶⁾。これはたしかに政党の立憲化に際しての考えうる一つの方策ではあるが、あくまでも特殊西ドイツ的な道であり、普遍的なものともみなすことはできない。ボン基本法制定者がこのような態度をとった理由、又そのことは是非が西ドイツの政党条項を問題にする場合重要であろう。

さて、本稿で論ずるフランス第五共和制憲法第四条は(b)類型に属するものではあるが、ボン基本法の政党条項とは若干の相違がある。すなわち、フランスにおいては、憲法第四条は政党の法的地位を認めたものではなく、事実上の存在を確認したにすぎないものとされ、実際、政党は一般結社と同じく「結社の約款に関する一九〇一年七月一日法」の適用の下にある。この点については、後に憲法院一九七一年七月一六日の判決⁽⁷⁾において違憲と宣告されることになった「一九〇一年法第五および第七条の改正案」の上院での審議過程で興味深い議論がかわされている。この改正の要点は、一九〇一年法にいう届出をなした団体につき従来の届出制から許可制に近いものにかえるものであった。一九七二年六月二八日上院でおこなわれた討議において、Marcilhacy 議員は、まず一九五八年憲法は(フランス憲法史上)はじめて政党の憲法上の存在を認めたものであると指摘したのち、政府提出による一九〇一年法第七条改正案は結社につき事前の許可を定めたものであり、この点で書面の提出を求めたにすぎない一九〇一年法のシステムとは根本的に異なっており、憲法第四条の政党結成の自由と抵触するものである、との見解を

述べた。これに対し、ルネ・プレヴァン内相は、一九〇一年法第二条は事前の届出のない結社を認めており、政党もかようなものとして存在しうるし、その意味では政党は今回の法改正によって規制されるものではないと反論し、又、憲法第四条は、政党が事実上存在すること、政党が民主制において社会的役割を果たすこと、そして重要なのは政党の存在を維持しその役割を全体として認めることであること、これらの点を承認したにすぎない、すなわち、憲法第四条は政党に特別の法的カテゴリーを付与したのではなく、政党の事実上の存在を承認したものにすぎないとの判断を示した。⁽⁸⁾

このように、フランスにおいては憲法上政党条項が存在するにも拘らず政党が特別の憲法上の地位を占めることにはならない（この点で西ドイツの場合と根本的に異なる）という結果になっている。しかしながら、政党の憲法への組み入れ方においては西ドイツと同じ類型にある。このフランス型の政党条項の特徴をその歴史的背景に即していま詳しくみていくことにしよう。

一、政党と憲法——第三共和制下の議論

フランスにおいて「政党と憲法」の問題が本格的に議論の対象になったのはおそらく第三共和制下であろう。

アンドレ・オーリウは政党の果たす憲法上の役割に注目して一九二八年に「政党と憲法」と題する論文を公表している。⁽⁹⁾そこで彼は、一九二四年から一九二八年に到る内閣解散の四つの事例がいずれも議会が内閣の不信任を表明する以前に政党の反対キャンペーンあるいは党大会の決議等によっておこなわれたという点に着目し、このよ

うな政党の活動が第三共和制下の憲法慣習の修正をもたらしていることを指摘して、政党がこのような新しい役割を果たすようになってきた原因、それに対する方策を次の様に探究する。その根本的な原因は小党分立によって余儀なくされた連立政府の虚弱性にある。政党の連合にもとづく政府は外からの圧力に弱い。とりわけ、政党が少数のブルジョア政党から普通選挙制に基礎をおく大衆政党に転化してからはこの傾向が強くなった。そこで、内閣と議会の均衡に成り立つ議会制をこの新しい民主主義の動向、政党からの圧力に対応させるためにはいかなる方策がとらるべきか。それはオーリウにあっては、議会制の枠の中で選挙人団の意思を直接に表明させるために、人民による国家首長 (Chef de l'Etat) の直接選挙、人民投票 (référendum)、人民発案 (initiative populaire) 等の古典的制度をとり入れることにある。これによって政党が新たに果たさんとする機能を引き受けることが可能となる。オーリウにあっては議会制の存在と民主主義の発展は両立しがたいものであり、それ故政党の憲法上の地位を承認して両者を結合するとの解決方法は考えられなかった。

又、プルーは一九三四年の「大戦後の憲法における政党」という論文において、「中間団体 (corps intermédiaires)」の存在を認めないルソーとは異なるケルゼン流の民主主義論を手がかりに同じテーマを扱っている。⁽¹⁰⁾ 人民主権論 (ルソーとは異なるとはいえケルゼンも人民主権論にたつとする) は比例代表制を認める。そして、この比例代表制は政党という強力な組織を前提としている。政党には候補者名簿を作成し、選挙を監督するという任務が課せられる。又、人民主権論にたてば代表者には「委任」が課せられる。この「委任」はケルゼンによると政党によって統制される。かくして、政党の果たす重要な憲法上の役割が承認される。しかしながら、第一次大戦後のヨ

ヨーロッパ諸国（オーストリア、チェコスロバキア、ユーゴスラビア、ドイツ、イタリア）の実情をみるならば、国家による政党の承認の段階から、権力を把握した政党による他の諸政党への敵対、更には共産圏、ファシスト諸国にみられる一党支配による「国家政党」という状況に変転してきていることがわかる。かかる状況に鑑みるならば、政党論に大きな比重を与えるケルゼンとは反対の結論に到達せざるをえない。すなわち、民主制における政党の必要性は否認しえないが、政党の役割が増大するのを監視する必要がある。それ故、政党を憲法上正式に承認することによって政党の役割を増大させるには及ばない。第一次大戦後の諸国の経験が示している如く、政党は民主主義の侵害を「合理化する」危険があるからである。

かくして、第三共和制期においては政党が現実において果たしている憲法上の役割の重要性が認められ、「政党と憲法」というテーマが焦点になりながらも、政党の憲法上の承認という点には疑念が投じられる段階にあった。もちろん、積極的に承認する学説も存在したが、いづれにしてもそれは理論上の問題でしかなかった。政党の憲法上の承認が現実にも要請され、日程に登ってくるのには、ファシズムに対する自由主義的議會制の敗北という歴史的経験を経る必要があった。

二、第四共和制下での政党条項設定の試み

第四共和制憲法は、フランスの解放の後、一九四五年一月二日の憲法制定国民議會選挙、一月六日の憲法制定議會の開設、いわゆる四月法案の採択（一九四六年四月一九日）、五月五日の国民投票による否決、そして第

二次憲法制定国民議会選挙(六月二日)、一〇月一三日の国民投票によるいわゆる一〇月法案の可決、同月二七日よりの施行、という曲折した経過をたどって成立する。その間、バイヨールにおける演説での政党中心主義に対する批判(一九四六年六月一六日)、エピナルでの一〇月法案への批判、国民投票で反対するようにとの呼びかけ、にみられる如くこの憲法の制定過程には、ド・ゴールの存在が少なからざる影響を与えていた。⁽¹²⁾

政党の立憲化はこの四月法案の作成過程において問題となった。それは第三共和制期の政治過程への批判的反省を契機としており、まず、人民共和運動(M.R.P.)内において、無政府主義的な自由主義でもなく、全体主義的な国家主義とも異なる「組織された民主主義」の立場が打ち出されたのを出発点とする。そして政党は民主主義の当然かつ不可欠の担い手として国家機関に参与すべきであるとの立場から、人民共和運動第二回協議会(一九四五年一二月)は、政党の民主的組織、政党の財政の統制、政党の民事・刑事上の責任、この三つの基礎となる政党の地位について規定するよう決議した。一九四五年一二月七日の憲法委員会の討議は、新しい憲法に政党の地位を挿入するか否かの問題に関するものであった。憲法委員会議長A・フィリップは、政党はその他の結社とは異なり立法者と人民の中間に位置する能動的市民の機関とみなされること、政党を制度的に保障するだけでは十分ではなく政党に民主的組織形態を義務的なものとさせることが重要であると説いた。又、社会党のギュイ・モレも政党の地位は憲法保護の手段としての意義をもつと強調した。これに対し、急進社会党のピエール・コトは、政党の本質は自由な社会的形象という点にあり、それ故政党には完全な組織の自治が認められるべきだとして、又、共産党のフアジンは、政党の地位を規定することは政党を国家に従属せしめる危険があるとし、更に、ルネ・カピタン等は

政党が選挙を独占的なものとし独立の候補者が排除されることになるとして、それぞれ反対の立場を表明した。しかしながら、討論の後の投票においては、①将来の憲法に政党の地位を挿入することが二二対一八で、②政党の地位についてのテーゼが二二対一七対一で、それぞれ決定された。このテーゼの内容は以下の通りである。

- 1° 複数政党制
- 2° 人権宣言の原則への同意
- 3° 政党内部の民主的組織
- 4° 政党の支出及び資金源の統制

このテーゼにもとづいて、以下の様な憲法典の権利宣言案第八条が作成された。
「単一政党制は共和国の自由の原理に反するので禁止される。

男子及び女子の選挙人は、合法的に成立している政党に属する候補者に関してその選択をおこなう。

政党の性格は次の様なものでなければならない。

- a 憲法の前文に規定された人間の権利の宣言に定める原理に同意する。
- b 政党の内部組織を民主的規律に適合させる。
- c 政党の支出及び資金源につき国家による監督を承認する。」

しかし、この条文は、政党に属しない独立の立候補の可能性を禁止しているように委員会では受けとめられた。ルネ・カピタンは、選挙人の自由及び立候補の自由が犠牲にされており、本条文は民主主義を否定するものである

フランス憲法における政党条項について（井口）

と論難した。そして、社会党はこの第八条には反対の立場を表明し、人民共和運動も政党の地位の規定には固執しないと宣言して、結局この条文は全員一致で削除されることになった(一九四六年二月二〇日)。かくして、憲法に政党の地位を規定しようとの試みは断念され、四月草案には第一七条第一項で結社の自由が規定されるに留まった。第2次制憲議会においては政党の地位は討議の対象とならず、第四共和制期における政党の立憲化の企図はかくして失敗に帰す。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

しかしながら皮肉なことに、政党条項は政党体制に批判的であったド・ゴールの構想による憲法Ⅱ第五共和制憲法によって「実現」されることになる。

三、第五共和制憲法における政党条項

第五共和制憲法は、一九五八年六月三日の憲法的法律により憲法改正を授権された政府によって、議会の審議を経ることなく(政府の諮問委員会が設けられたがその意見には拘束力がなかった)改正法案が作成され、同年一月四日の国民投票によって成立した。新憲法の実質的起草者である司法大臣ミシェル・ドブレによると、この改正のねらいは、権力を再建すること、及びフランス海外領土を維持・改善することにあつたが、その基調になつたのは政党政治に批判的なド・ゴールの憲法理念であり、それは「政党の競争が我が国の基本的特徴であり、それはすべての点で問題を引き起こし、しばしば国の最高の利益をあいまいにしてしまう」というバイヨー演説に典型的にみる⁽¹⁶⁾ことができよう。政党の活動領域を狭めようと意図していたド・ゴールの影響の強い憲法に、フランス憲法史

上初めて政党条項が規定されることになったという逆説的現象は如何に説明されるのであろうか。この点を念頭におきながら政党条項の制定過程に眼を向けていくことにしよう。

まず、司法大臣ドブレの主宰する政府の作業委員会においては政党の地位についての議論がたたかわれはしたが、満足のいく条文が見い出されなかったため予備草案には政党についてふれることはなかった。しかし、憲法諮問委員会においては、Bryneel, Barrachin, Chardonnet の三人の委員から予備草案の国民主権の原則と選挙に関する条文(第二条)のあとに政党に関する規定を挿入するよう提案があった。が、この提案は抵抗にあったため、改めて表現の自由に関する条文の第二項に次の様に規定するよう提案がおこなわれた。

「意見及び表現の自由はすべてのものに保障される。」

ただし、結社及び政治団体は民主主義の原則にもとづかねばならず、いかなる外国にも従属してはならない。」しかし、この提案は一九五八年八月一日の討議においては、趣旨の不明確さ、有効性への疑念等々のため多くの反対意見にぶつかり、そのため八月六日の討議にはこれとは異なる次の様な新しい条文が提起された。

「政党及び政治団体は憲法に含まれている民主主義の原則を尊重しなければならぬ。」

本条の適用の細目に関しては組織法がこれを定める⁽¹⁷⁾。」

そして、この条文を二条の二として予備草案にとり入れるよう政府に要請することが可決された。憲法諮問委員会議長 Reynaud はド・ゴール宛の添え状で本条の趣旨を極めて卒直に次の様に述べている。「委員会の多数は、将来の憲法において政党及び政治団体に民主主義の原則を尊重するよう義務づける規定を含むべきであると考えた。

事実、共和国の諸制度の革新は政治生活の刷新を伴わなければならないことが考慮されたのである。とりわけ、共和国は、外国に服従した反国民的、反共和國的政党的陰謀を甘受することはできないのである。」

しかしながら、後に国民投票で可決されることになる政府草案においてはこの条文は消え去っており、かわりにこれとはかなり異なる次の様な規定が登場していた。

「政党及び政治団体は選挙において相争う。それらは自由に結成され、かつ自由にその活動を行う。それらは国民主権と民主主義の原理を尊重しなければならない。」⁽¹⁸⁾

そして、この規定が第五共和憲法第四条となったのであるが、この変化が如何にして誰の手によって行なわれたのかは、制定過程の特殊性の故に審らかではない。⁽¹⁹⁾

さて、かくしてフランス憲法史上初めて登場した政党条項に関しては、概ね次の様な評価がなされている。

まず、政党条項挿入の動機についてであるが、本条項の提議者は、当初の案文の「外国に服従する」という文句で念頭においている政党は共産党のことであり、共産党に対する何らかの措置をとりうる法的根拠を当該条項によって据えようと企図していたことを明らかにしている。この点については、先に指摘した憲法諮問委員会議長の⁽²⁰⁾ド・ゴール宛添え状にも卒直に表明されており、又、我が国においても樋口陽一氏がこの点を指摘している。以上の点から、政党条項設定の動機には特定の政党を憲法の体制から排除せんとする意向が存したことが窺われる。他方、プレローは、第四条の制定の背景に関して、一方では、ド・ゴール主義の「政党制」への活発な批判が政党の一般禁止へと致るのではないかとこの当時の危惧、他方では、第四共和制の崩壊過程において一つの画期をなした五月

一三日の事件後政界への圧力を強めつつあった軍が単一政党を構想するのではないかとの危惧、政党条項はこの二つの危惧を遠ざける役割を果たした、と述べている。⁽²¹⁾先にみた如く、政党条項の登場の経過からいくと政党条項が当初からこのような意図をもって憲法に規定されることになったという見方に与することはもちろんできないが、政党結成の自由を認めるといふ最終条文の成立(四条)が、プロレーのいうところの二つの危惧を結果的には遠ざけることになったことは確かであろう。このことは、政党条項設定の当初の動機と、確立した第四条(その登場過程は明らかではない)の有する意味についてはある程度区別して評価する必要があることを示している。この点では、第五共和制憲法の実質的起草者とみなされるドブレの第四条に関する次の様な説明が一つの手がかりになる。

新しい憲法は自由を最も真摯に尊重するという精神に充ちている。それは、第四条の政党の自由(民主主義にとつての本質的な自由)、第四八条二項の政府に対して質疑をおこなう自由(議会制にとつての本質的な自由)、第六八条のすべての市民が司法権によって保護されるという自由(個人にとつての本質的な自由)の三つの条項にみることができ、第四条による政党の自由は、単一政党制による全体主義的体制を排除し、複数制党制をめざすという点で肝要なものである。⁽²²⁾

このように、確立した政党条項に対する説明においては、特定特定政党排除という観点は必ずしも前面に出てき
ておらず、むしろ、政党条項は憲法による自由の擁護、自由主義体制維持の支柱の一つとされている。

さて次に、四条の規定自身について簡単にふれておこう。

まず第一に、政党に一定の活動領域(＝選挙における意見表明)を認めているが、この点ではボン基本法第二一

条が政党に国民の政治的意思の形成に協力するという役割を認めていることと対比した場合、より限定されたものとなっている。⁽²³⁾次に、政党の他に政治団体 (groupements politiques) についても規定していることに関しては次の様な説明がなされている。政党に加えて政治団体という語を挿入したのは、政党を一般的結社の範囲外として特別の法的規制に服せしめる政党国家を創設せんとした立場をとったものではないこと、そして統一的な政党概念及びこれと結びついた政党の特権の派生する可能性を生ぜしめないこと、これらの点を示すためである。⁽²⁴⁾第二項の政党の結成の自由については先に指摘したドブレの説明で充分であろう。第三項の国民主権と民主主義の原理の尊重についての規定は、国民主権と民主主義を尊重しない政党に何らかの制裁を加える (最も厳しい措置は解散——一九〇一年法第七条、一九三六年法) ことが本条項によって正当化されるという意味での消極的効果しかもたず、又、具体化の規定に欠けるためプログラム規定でしかない⁽²⁵⁾とみなされている (この点で、違憲政党の憲法裁判所による解散の可能性を定めるボン基本法二二条二項とは異なる)。又、本項は、憲法諮問委員会案二条の二の一項 (民主主義の原則の尊重) を受けたものとみなすことができ、その意味では当初の政党条項設定の動機であった特定政党の排除という観点がここには反映しているとみなすこともできる。

以上の点から、ド・ゴールの政党政治への痛烈な批判にもかかわらず第五共和制憲法において初めて政党条項が規定されるようになったという逆説的現象の理由がある程度浮かびあがってくる。すなわち、①政党条項が当初は特定政党の排除を意図して提出されてきたという点、②政党条項によっても政党の法的地位に変化が生ずる訳ではなく、訓示的な意味しか有しない点、③政党条項が政党も自由主義体制の枠内に存在しなければならぬことの宣

言になるという点、これらのために第五共和制下においては政党条項が憲法に登場することになった。その意味では、まさにド・ゴールの政党政治への痛烈の批判の故に第五共和制憲法に政党条項が登場したと言えよう。

ま と め

本稿においては、フランスにおける政党条項設定の試みの歴史的経過、その一応の帰結としての第五共和制憲法における政党条項の成立、及び同条項の有する意義について私なりの簡単な検討をおこなってきた。そして、フランスにおいては憲法上政党条項が存在するにもかかわらず政党は特別の憲法上の地位を有することなく法的には一般社と同じ規制に服すること、政党条項がかようなものに留まったのは政党条項設定そのものの背景、すなわち、政党政治に対しては批判的なド・ゴールの構想の憲法の下でいわば逆説的に政党条項が成立したことに主な原因があること、等が不十分なながらも明らかになった。又、我が国では研究の進んでいる西ドイツの政党条項との比較においてもかなりの差異がみられることにもふれておいた。

しかし、問題を政党が憲法へ登場する仕方、政党の憲法への組み入れ方という視角から考察した場合は、むしろ西ドイツの政党条項とフランスの政党条項とは同一の類型に属するといえよう。西ドイツの政党条項は、先にもふれた如く、政党の憲法上の地位・役割を承認するとともに、これに一定の義務を課し（自由な民主的基本秩序の擁護という極めて抽象的なもの）、⁽²⁶⁾ 特別の法的規制に服せしむるというタイプである。この点では、フランスにおいても全く同じ発想による政党の立憲化であるといえる。すなわち、フランスにあっても、その制定過程において明

白にあらわれた如く、政党条項設定の動機は、政党に一定の義務を課す（ここでもそれは国民主権と民主主義の原理の尊重という抽象的なものである）ことよって特定の政党を排除することにあつた。西ドイツと異なるのは、それが何らの法的効果を伴わずプログラム規定に留まつたという点にある。この西ドイツ型と市民の政治参加の基本権としての政党結成権の保障という形で政党の立憲化をおこなうイタリア型とのいずれにフランスの場合は含まれるのかといえ、やはり前者といえよう。

私なりに結論づけると、フランスの政党条項は、政党の憲法への登場の仕方という点では西ドイツ的な発想にもとづくものであり、何らの法的効果を伴わない（事実上の効果はともかく）という点で西ドイツのそれとは異なるものになっている。

もちろん、この結論はあくまで「政党の憲法への登場の仕方」という視角からの政党条項の評価であり、⁽²⁷⁾ 政党に対する法的規制の問題、現実の憲政において政党が果たしている重要な役割と憲法との関係如何という問題、あるいは「憲法と政党」というより広い視角からの問題は、⁽²⁸⁾ 又別である。

(1) 影山日出弥「憲法の基礎理論」(一九七五年)二四〇頁。

(2) ドイツ公法学における「国家と社会の分離」という考え方に立てば、「政党は国家と社会の中間に位置する」(W. Henke, Das Recht der politischen Parteien, 1964, S. 1) ことにならう。

(3) この点についての予備的ノートとして、拙稿「市民社会の再編と新しい人権——政党結成権の場合——」(京都大学大学院生論集第三号) 参照。

(4) 丸山健「政党法論」(一九七六年)一一頁。

- (5) この点については、阿部照哉「西独における政党の憲法上の地位」(法学論叢第六八巻第四号、一九六一年)四四頁以下参照。
- (6) 二つの違憲判決がある。一九五二年一月三日の社会主義国憲党(SRP)に対する違憲判決、及び一九五六年八月一七日のキーンツ共産党(KPD)に対する違憲判決である。
- (7) この判決については、J. Robert, *Propos sur le sauvetage d'une liberté*, *Revue du droit public*, 1971, pp. 1171 et s.; G. Ress, *Der Conseil Constitutionnel und der Schutz der Grundfreiheiten in Frankreich*, in: JöR, N. F. 23, 1974, S. 121ff.; 野村敬造「第五共和国憲法と結社の自由」(金沢法学第一八巻第一、二合併号、一九七三年)参照。
- (8) *Journal Officiel* (Senat, 1971), pp. 1433 et s.
- (9) A. Hauriou, *Les partis politiques et le droit constitutionnel*, *Revue politique et parlementaire*, 1928, pp. 383et s.
- (10) R. Pelloux, *Les partis politiques dans les constitutions d'après-guerre*, *Revue du droit public*, 1934, pp. 238 et s. 本論文は、宮沢俊義「憲法と政党」(『憲法と政治制度』所収)において紹介されている。
- (11) H. Gangl, *Verfassungsfragen der fünften Republik*, 1964, S. 154ff. 以下、G. Renard, F. Goguel 等が挙げられる。
- (12) この間の事情については、A. Azar, *Genèse de la constitution du 4 octobre 1958*, 1961, が詳しい。邦文では、宮沢俊義「フランス第四共和制憲法について」(『憲法と政治制度』所収)参照。
- (13) 以下、H. Gangl, a. a. O., S. 159ff.; M. R. Khetimi, *Les partis politiques et le droit positif français*, 1964, pp. 283—285, 以下。
- (14) その後、人民共和運動内の研究委員会においては政党の地位について草案が出される(一九四七年九月九日)などの動きがあったが議会の討議の対象とはならなかった(H. Gangl, a. a. O., S. 164ff.)。又、A・フィリップは一九五三年の論文「議会制民主主義の危機」において、政党に法的地位を付与すべきであるとの彼の立場を明快に述べている。その際、次

フランス憲法における政党条項について(井口)

(四五九)

二五七

- の点に留意すべきだとしている。(1)資金源の公開を含む政党に対する公的統制、(2)政党内の民主的構造、(3)政党の公職候補者が民主的に選任されるべきこと、(4)政党の権限が過度に一般化することは避けるべきである、(5)明確かつ安定した選挙法が存在すること、(6)選挙に際して、人民が明確な選択と正確なフィードバックに直面すること。A. Philip, *La crise de la démocratie parlementaire, Revue politique et parlementaire*, 1953, pp. 225 et s.
- (19) M. Debré, *La nouvelle constitution. Revue française de science politique*, 1959, p. 7. 又「ルネ・カピタン」一九五八年フランス憲法の重要な諸相(野田良之訳)〔法学協会雑誌第七五巻第六号、一九五九年〕。同「フランスの憲法上の体験の教訓」〔比較法雑誌第五巻第一号、一九五九年〕。野田良之「フランスの第五共和制憲法に関する研究資料」〔国家学会雑誌第七三巻第七号、一九六〇年〕。宮沢俊義「フランスの第五共和制憲法について」〔『憲法と政治制度』所収〕参照。
- (19) *Revue française de science politique*, 1959, p. 189. ハイミー演説の独訳は G. Zieburg, *Die V. Republik*, 1960, S. 31ff. に収録されている。
- (17) 脈絡の曖昧な表現の自由との関連がなくなり、政党に課せられる義務が正確に述べられ、施行規定が立法者に委任された等の点で先の提案と異なる。
- (18) 以上は H. Gangl, a. a. O., S. 168ff.; M. R. Kheimi, op. cit., pp. 285—286 以下を参照。
- (19) H. Gangl は マ・モールの個人的介入を指摘する。H. Gangl, a. a. O., S. 172, Ann. (13).
- (20) 樋口陽一『議会制の構造と動態』(一九七三年)七〇頁、注②
- (21) M. Préliot, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 2 éd., pp. 599—600.
- (22) M. Debré, op. cit., pp. 26—28.
- (23) V. Kempf, *Strukturelle Veränderung des französischen Parteiensystems*, in: JöR, N.F. Bd. 23, 1974, S. 85; G. Burdeau, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 17 éd., 1976, p. 569.
- (24) これに對し「groupements politiques」を議会の各派とみなす論者が少なくない。J. Maline, *Les groupes parlementaires*

ies en France, *Revue du droit public*, 1961, pp. 1193 et s.

(25) J. Chatelain, *La nouvelle constitution et le régime politique de la France*, 1959, p. 235.

(26) この点はフレンローも指摘してゐる。M. Prétot, *op. cit.*, p. 601.

(27) 「憲法と政党」という問題をとり扱う際の私の問題意識に関しては、注(3)の拙稿でふれておいたが、この点からするとイタリア型に関心がひかれる。

我が国においてはイタリア及びフランスの政党条項については西ドイツのそれと比較して殆ど研究されていない。しかし、私の問題意識からすればフランスの政党条項を避けて通ることは出来ず(イタリアについては今後の課題である)私なりの評価を下す必要があったのでその範囲内での研究をおこなった。もちろん、本稿では一次資料はほとんど参照することとができず、その他の資料、文献等も限られたものしか利用できなかったという点でかなり不十分なものになっていることはいうまでもない。尚、管見の限りでは我が国におけるフランスの政党条項の研究は野村敬造「フランス憲法と政党」(公法研究三〇号)のみであったが、現在北大法学論集に小野善康「フランス憲法における政党の地位」(一)(未完)が掲載されている。本稿と異なり本格的な研究であるが残念ながらその全体を参照することはできなかった。

(28) 『『代表民主制』における直接民主制的要素の現実化のために必要であり、それに仕える可能性をもっている』(樋口陽一)『議会制の構造と動態』六一頁)政党の存在を抜きにしては今日の議会について語ることができないことは言うまでもない。